

「A I を活用した特殊詐欺対策サービス」補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を中心に増加する特殊詐欺被害を防止するため、A I を活用した特殊詐欺対策サービスを利用するに当たり初期費用を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、県内に住む65歳以上で、固定電話に特殊詐欺対策アダプタを取付け、事業者の特殊詐欺対策サービスの利用を開始する者とする。但し、公益社団法人滋賀県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）が認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は特殊詐欺対策サービスの初期費用とする。

(補助金額等)

第4条 補助金額は1台の初期費用のうちの4,400円とし、交付対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(指定事業者)

第5条 電話機に特殊詐欺対策アダプタを取付け、A I を活用した特殊詐欺対策サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）は、県防犯協会が指定する事業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、A I を活用した特殊詐欺対策サービス補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により補助金の交付申請をしなければならない。

2 申請者は、申請書に工事完了の書類を添付するものとする。

(補助金の交付)

第7条 県防犯協会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し補助金交付の可否を決定のうえ、その旨申請者に連絡するとともに、指定口座に補助金を振込み交付する。

(補助金の取消及び返還)

第8条 県防犯協会は、虚偽、誤謬又はその他の事由により必要と認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、A I を活用した特殊詐欺対策サービス補助金交付決定取消通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 県防犯協会は、補助金が既に交付されているときには申請者に期限を定めて補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、県防犯協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（公社）滋賀県防犯協会会長 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

A I を活用した特殊詐欺対策サービス補助金交付申請書

「A I を活用した特殊詐欺対策サービス」補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請金額 4,400 円

交付対象者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
	生年月日			
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
振込口座	金融機関名		支店名	
	振込口座	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

注：1 申請の際は、事業者が交付した「工事完了の書類」を添付してください。

2 不明な点については事前に県防犯協会に問い合わせてください。

様式第2号（第8条関係）

滋防協第 号
年 月 日

様

（公社）滋賀県防犯協会
会 長



A I を活用した特殊詐欺対策サービス補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請を受けたA I を活用した特殊詐欺対策サービス補助金については、交付決定を取り消すので、「A I を活用した特殊詐欺対策サービス」補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消金額 円

2 取消対象

住所

氏名

生年月日

3 取消理由